

(代金の支払い)

第7条 乙は、毎月10日までに前月中に納入した分を取りまとめた上、甲の確認を経てその代金の支払いを甲に請求するものとする。

2 代金は、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することが出来る。

(1) 契約の締結又は義務の履行について不正の行為があったとき。

(2) 納入期限内に物件の引き渡しが出来ないとき。

(3) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められるとき。

(4) 前各号の他に、乙がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達する事が出来ないと認められるとき。

(5) 乙が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合は、乙は契約単価×予定数量の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙の従事者が、この業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲が特に承認した場合の他、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(疑義の決定等)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙